

新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策【第24弾】

令和3年12月16日

子育て世帯に対する支援

62.0億円

○ 子育て世帯に対する臨時特別給付金を年内から現金一括給付するための追加的対応

支給額：18歳以下の児童1人あたり現金10万円（先行分5万円＋追加分5万円）

↑
前回補正
予算計上

↑
今回補正
予算計上

申請不要

【注】児童手当受給者が公務員の場合は原則申請が必要

- <対象児童> ①令和3年9月分の児童手当対象児童
②令和3年10月1日～令和4年3月31日出生児童

- <支給時期> 上記①：12月24日に先行分と追加分を一括で支給
上記②：1月上旬頃から順次、先行分と追加分を一括で支給
※児童手当支給口座に振込

申請要

- <対象児童> 令和3年9月30日時点における16歳～18歳の児童
（平成15年4月2日～平成18年4月1日生）
※該当児童が上記①の受給者と同居している場合は申請不要

- <支給時期> 申請に基づき1月上旬頃から先行分と追加分を一括で支給開始